

船舶事故調査報告書

平成25年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	養殖施設損傷
発生日時	平成24年7月1日（日） 08時40分ごろ
発生場所	宮城県石巻市大指 ^{おおさし} 埼南東方沖 宮城県南三陸町所在の寺浜灯台から真方位163° 2.3海里付近 （概位 北緯38° 36.0′ 東経141° 32.5′）
事故調査の経過	平成24年7月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート ^{りゅうじん} 龍神丸、3.45トン 210-55181宮城、個人所有 9.20m (Lr) × 2.48m × 0.69m、FRP ディーゼル機関、213kW、昭和54年1月10日
乗組員等に関する情報	船長 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成18年1月30日 免許証交付日 平成23年1月26日 （平成28年1月29日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 養殖施設 アンカーロープ切断
事故の経過	本船は、船長1人が乗り組み、友人3人を乗せ、大指埼南東方沖で機関を中立にして漂泊し、船長がひらめ釣りのできる場所かどうかを魚群探知機で底質の確認をしていたとき、右舷側船尾外板が‘わかめ養殖施設のアンカーロープ’（以下「本件施設アンカーロープ」という。）に設置されている黒色の浮き玉に当たった。 本船は、本件施設アンカーロープ付近から離れようとして機関を前進にかけた際、平成24年7月1日08時40分ごろ‘推進軸及び推進器’（以下「推進器等」という。）に本件施設アンカーロープが絡まって航行不能となった。 本船は、船長が船尾甲板下の覗 ^{のぞ} き窓を開け、棒で推進器等に絡まった本件施設アンカーロープを外そうとしたが、波浪で船体が動揺しているうちに推進器等と船体の間に浮き玉が挟まった。このことを知っ

	<p>た友人1人が携帯電話で海上保安庁に救助を要請し、友人3人は来援した巡視船に救助され、船長は本船に残って事故の処理に当たった。</p> <p>本船は、所属漁業協同組合が手配した潜水業者により、推進器等に絡まった本件施設アンカーロープが切断され、わかめ養殖施設から離脱した後、えい航されて石巻市大指漁港に着岸した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北東、風力 約7.0m/s、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の初期、波高 約1.5～2.0m</p>
その他の事項	<p>船長は、漂泊を始める際、波浪で本件施設アンカーロープ付近に設置された浮き玉が見えなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、大指埼南東方沖で機関を中立にして漂泊中、船長が、ひらめ釣りのできる場所かどうかについて、魚群探知機で底質を確認することに注意を向けていたことから、本件施設アンカーロープの方向に風で圧流されていることに気付かず、本件施設アンカーロープ付近から離れようとして機関を前進にかけた際、推進器等に本件施設アンカーロープが絡み、本件施設アンカーロープが損傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、大指埼南東方沖で漂泊中、船長が、ひらめ釣りのできる場所かどうかについて、底質を確認することに注意を向けていたため、本件施設アンカーロープの方向に風で圧流されていることに気付かず、機関を前進にかけた際、推進器等に本件施設アンカーロープが絡まったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養殖施設付近で漂泊した場合、周囲の状況を十分確認し、気象及び海象に注意して作業を行うこと。